

自動車・軽自動車・バイク・耕運機など

廃車・変更などの手続きはお早めに



軽自動車税（種別割）

毎年4月1日現在の所有者などに課税されます。バイク、小型特殊自動車（耕運機など）など使用しなくなった場合や譲渡した場合は、手続きをしなければ元の所有者などに課税されます。また、住所が変わった場合も変更手続きが必要です。

軽自動車税（種別割）は、普通車などの自動車税（種別割）と異なり、月割で課税する制度ではありません。4月2日以降に廃車や名義変更をしたとしても、1年分の税金が課税されます。手続きが済んでいない人は、早急に手続きをお願いします。また、軽自動車の種類により手続き場所が異なりますので、ご注意ください。

軽自動車の種類	手続き・問い合わせ先
吉岡町のナンバーが付いた125cc以下のバイク、特定小型原動機付自転車、小型特殊自動車	町役場税務会計課 税務室 ☎26-2237 (直通)
軽二輪 (125cc超250cc以下)	群馬県自動車整備振興会 ☎050-5540-2021 (音声案内)
二輪の小型自動車 (250cc超)	関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021 (音声案内)
軽四輪	軽自動車検査協会群馬事務所 ☎050-3816-3109 (音声案内)

自動車税（種別割）

毎年4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に課税となる県税です。

次の場合は、令和7年3月31日①までに運輸支局で必ず手続きを行ってください。

▼手続きが必要な場合

- 名義人の住所または氏名に変更があった場合 → **変更登録**
- 自動車を売買・譲渡した場合 → **移転登録**
- 自動車を使用しなくなった（廃車した）場合 → **抹消（廃車）登録**

⚠ 手続きをしないと、すでに使用していない自動車の税金を納めることになったり、転居先に納税通知書が届かなかったりするなど、トラブルの原因となります。

問い合わせ先	
自動車税（種別割）について	群馬県自動車税事務所 ☎027-263-4343 渋川行政県税事務所 ☎22-4050 または各行政県税事務所
登録手続きについて	関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021 (音声案内)

※ 手続きを販売業者などに依頼したときは、必ず手続きが済んでいるかご確認ください。

令和7年度の固定資産税について

縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

縦覧帳簿の縦覧

町内に固定資産を有する固定資産税の納税者が自分の土地・家屋と他の土地・家屋の価格を比較し、登録された価格が公平・適正であるか確認するための制度です。

※土地納税者は土地、家屋納税者は家屋の縦覧ができます。

縦覧期間(開庁時間内)

4月1日(火)～30日(水)

縦覧内容

町内の土地や家屋の評価額
※所有者の住所や氏名などは記載されていません。

縦覧できる人

- 納税者
- 納税者の委任を受けた人
- 必要なもの
顔写真付きの本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 委任状(委任を受けた人)
- ▼ 手数料 無料

課税台帳の閲覧

固定資産税課税台帳に登録された内容を確認できる制度です。

※課税台帳の内容は、納税通知書に添付されている課税資産の明細でも確認できます。

縦覧期間(開庁時間内)

4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

縦覧内容

固定資産の価格と税額

縦覧できる人

- 納税義務者
- 納税管理人
- 納税義務者・納税管理人から委任を受けた人
- 借地借家人
- 必要なもの
顔写真付きの本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 委任状(委任を受けた人)
- 契約書(借地借家人)



▼ 手数料 1枚300円

※縦覧帳簿の縦覧期間(4月1日(火)～30日(水))は無料

縦覧・閲覧場所・問い合わせ先

税務会計課 税務室
☎26・2238(直通)



3月24日からパスポート(旅券)の受け取りまでの日数と手数料が変更になります

変更後

- 受け取り 10開庁日後から
- 手数料 300円増額
10年旅券：1万6,300円
5年旅券：1万1,300円(12歳以上)
6,300円(12歳未満)
残存期間同一旅券：6,300円

受け取りまで2週間程度お時間をいただきますので、お早めに申請をお願いします。

パスポートの申請受付時間は、開庁日の9:00～16:30となり、開庁時間と異なりますのでご注意ください。

▶ 問い合わせ先 住民課 住民環境室
☎26-2244(直通)





届け出に必要なもの

□マイナンバーが分かるもの □本人確認書類(運転免許証など)
※その他届け出に応じて必要なものがあります。詳しくは以下の表をご覧ください。

	届け出が必要なとき	上記の他に必要なもの
加入	他の市区町村から転入してきた/子どもが生まれた	
	職場の健康保険をやめたか、扶養家族でなくなった	社会保険離脱証明書
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	外国人住民で住民票が作成された(在留期間が3カ月を超えるなど)	特別永住者証明書または在留カード(外国人登録証明書)、パスポート
離脱	他の市区町村に転出する/死亡した	町国保の「健康保険証」「資格情報のお知らせ」※「資格確認書」のいずれか
	職場の健康保険に入ったか、扶養家族になった	町国保の「健康保険証」「資格情報のお知らせ」※「資格確認書」のいずれかと、加入した職場の「資格情報のお知らせ」※(認定日が記入されたもの)または「資格確認書」
	生活保護を受けるようになった	町国保の「健康保険証」「資格情報のお知らせ」※「資格確認書」のいずれか、保護開始決定通知書
その他	住所・世帯主・氏名などを変更した	町国保の「健康保険証」「資格情報のお知らせ」※「資格確認書」のいずれか
	修学のため他の市区町村に転出し、町の資格情報のお知らせなどが必要	町国保の「健康保険証」「資格情報のお知らせ」※「資格確認書」のいずれか、在学証明書または学生証の写し

※「資格情報のお知らせ」の代わりに、マイナポータルの資格情報(来庁の場合は画面を提示、電子申請の場合はダウンロードファイルを添付)でも可

国保の加入・離脱には、異動があった日から14日以内に届け出が必要です。マイナンバーカードと保険証を紐付けていても届け出は必要ですので、ご注意ください。加入の届け出が遅れると、一度に多額の国保税の支払いが生じる場合があります。離脱の届け出が遅れると、納める必要

のない国保税が課税され続けてしまう場合があります。忘れずに届け出をしてください。
▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎26・2249(直通)



▲国保離脱の手続きはスマホなどからもできます

届け出を忘れずに

国民健康保険(国保)



新高校1年生相当年齢の子どもの保護者の皆さまへ

福祉医療費受給資格者証を送付します



令和7年4月1日から利用できる福祉医療費受給資格者証を3月中旬までに送付します。現在使用している福祉医療費受給資格者証(有効期限が令和7年3月31日)は4月以降破棄するか、窓口までお持ちください。

▼対象

平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれの人

※母子・父子家庭および重度心身障害者などで福祉医療費受給資格をお持ちの場合は送付しません。現在お持ちの証を引き続きお使いください。
▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎26・2249(直通)

今月の納税

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…9期

納期限 3月31日(月)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay、auPAY、d払いでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

定例教育委員会の傍聴

- 日時 3月24日(月) 13:30～
- 場所 文化センター2階研修室
- 定員 先着8人

※当日直接会場へお越しください。

〈問い合わせ先〉

教育委員会事務局 教育総務室
☎26-2285(直通)